

飲食物販ブース出店要綱

飲食物販を行う出店者の留意事項

【出店条件】

①基本条件

- 1.大会主旨に賛同していただける方。
- 2.三重県内在住または県内に事業所所在地があること。
- 3.安全な食材を使用し、関係法令を遵守し適正な商品を提供できること。

②法令等に関する条件

- 1.法令等に等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可の登録を受けていること。
- 2.法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- 3.保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、前項の規定に加え、次の条件を満たすこと。
 - 1) 食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業を受けていること。
 - 2) 過去1年間、食中毒の事故歴がないこと。
 - 3) 食品(生産物)賠償責任保険等に加入していること。(主催者側も賠償責任保険には加入しております)
 - 4) 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列保管または冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講じること。
- 4.露店において取り扱うことのできない商品(牛乳、乳飲料、クリーム等、食肉、鮮魚)を販売しないこと。
- 5.加工品等の販売については、営業許可を得た施設において製造し、適正な表示をすること。
- 6.火気器具等を使用する場合は、必要数の業務用消火器の持参をすること。
- 7.飲食物の会場販売に関わる保健所への届出は、運営委員会が集約して行います。届出に費用を要する場合は出店者の負担とします。

③その他条件

- 1.天候や天災によりイベントが中止になった場合の売上げの補償はできません。
- 2.売れ残りに対する売上げの補償はできません。
- 3.ブースのPRに対する写真素材等の提供をお願いいたします。
- 4.売店の運営に要する費用、必要な物品の準備はすべて出店者の負担をお願いいたします。

【取扱品目に関する注意事項】

1.現場調理品

売店において調理する食品はあらかじめ営業許可施設において、カット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理を行うものであること。

2.製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

3.その他

- 1) 野菜・果物等の農産物を調理加工せずそのまま販売する場合、現地での許可は不要
- 2) 許可のある固定店舗(施設)で許可業者が製造し、包装・表示された菓子・パン・弁当・惣菜等をイベント会場で販売する場合は現地での許可は不要

【出店者の選考について】

- 1.情報掲出期間中に出品申込みのあった業者から書類選考にて選出します。
- 2.全16ブース中、下記の県内12青年会議所所在地より優先して各1店を選出します。
(桑名、四日市、鈴鹿、亀山、伊賀、名張、津、松阪、伊勢、志摩、熊野、鳥羽)
- 3.大会主旨に沿った出店者を優先します。
- 4.地産地消の食材または物産を取り扱う業者を優先します。
- 5.ブースの数の都合上、取り扱う商品が重複した場合は1店の選出となります。

【運営上の注意点について】

- 1.出店者は、当該販売員の中から責任者を定め、常駐させ、売店監督員の指示に従い当該売店の管理運営にあたるものとする。
- 2.売店責任者は、調理販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、販売員の指導に努めるものとする。
- 3.販売物、什器、金銭等の管理は販売者が行うものとする。(運営委員会では盗難等の責任は負いかねます。)
- 4.出店場所については運営委員会が決定した場所とする。
- 5.売店において下記の事柄が発生した場合は、売店責任者は直ちに関係機関及び運営委員会に連絡するとともに、その指示に従い、処理するものとする。
 - 1) 火災及び盗難が発生したとき
 - 2) 食中毒が発生したとき
 - 3) 不審者もしくは不審物を発見したとき
 - 4) その他事故が発生したとき
- 6.運営委員会は、出店者が下記のいずれかに該当するときは、出店許可を取り消すことができる。
 - 1) 関係法令及び要綱に定める条件に違反したとき
 - 2) 運営委員会の指示に従わないとき
- 7.出店者は大会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復し、売店監督員の検査を受けるものとする。
- 8.出店者及びその従業員は会場の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。
- 9.天候や天災による中止の判断については、別途定める要件に照らして行うものとする。
- 10.主催者側での昼食の用意はいたしません。
- 11.この要綱に定めるもののほか、売店の設置運営に関し必要な事項は、別に定める。

【禁止事項】

出店者及びその従業員は下記の行為をしてはならない。

- 1) 出店者の権利を第三者に譲渡または転貸する行為、もしくは管理運営を委託すること。
- 2) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- 3) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- 4) 危険物を販売すること。
- 5) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

【遵守事項】

出店者及びその従業員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 運営委員会から交付された売店出店許可証及び食品関係法令等の許可書を店頭の見やすい位置に掲示するこ

と。

- 2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- 3) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任のもとに行い、ごみ箱等を備え、発生したごみは定められた場所で処分し、常に環境美化に努めること。
- 4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体として行うこと。
- 5) 販売品、什器、金銭等については出店者が責任を持って管理すること。
- 6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、運営委員会が定める時間内に完了させること。
- 7) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- 8) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- 9) 食品衛生関係法令等の規定を順守するとともに、保健所の食品衛生監督員の指導に従うこと。
- 10) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、運営委員会及び売店監督員の指示に従うこと。